平成24年度第１回　市民活動補助金審査会　議事要旨

１．開催日時　平成24年12月７日（金）　18時45分～20時30分
２．開催場所　中央公民館　第２会議室
３．出席者　（委員）鍋嶋会長、河原委員、斉藤委員、板山委員、清水委員、松井委員
　　　　　　　　　鴇田委員、熊谷委員
　　　　　（事務局）中山公室長、村田課長、増田補佐、溝上係長、湊主事、中尾主事

４．　議事次第
　１．開会
　２．委嘱状交付
　３．市長公室長あいさつ
　４．会長・副会長選出
　５．会長あいさつ
　６．委員紹介
　７．事務局紹介
　８．議題
　　（１）市民活動補助金制度及び審査会について
　　（２）審査方法及び審査スケジュールについて
　９．その他
　10. 閉会

５．議事概要

【市長公室長あいさつ】

震災以降、市民活動は活発化し、申請事業も増えている。24年度は23の申請があり、過去最多であった。25年度事業も多くの申請が予想される。市では、協働のまちづくりに力を入れているが、補助事業の増加は市民の主体的なまちづくりが盛んになっている証でもあると考えている。

本審査会は、補助金の交付の可否について審査を行っていただくものだが、委員の皆様には、それぞれの多様な知見に基づいた意見をいただき、市民活動の促進につなげさせていただきたい。

今回の任期の委員は結果的に、全員新任の委員となったが、補助金制度が創設されて10年を過ぎたところなので、新たな視点で見る良いチャンスかとも思う。市民活動を応援していくためにお力をいただきたい。

【会長・副会長選出】

・会長には、鍋嶋委員（市民活動に関する有識者）が選出された。
・副会長には河原委員（市民活動に関する有識者）と松井委員（企業代表）が選出された。

【会長あいさつ要旨】

市民活動団体を応援する地域づくりの活動を 11 年ほどしている。浦安市には市民大学の講師等で理事の牧野が関わらせて頂いている。浦安市の状況は委員の皆様のほうがご存知かと思う。会議全体を調整する役割としてやっていきたい。

【議事要旨】

議題（1）　市民活動補助金制度及び審査会について

■事務局説明

・ 市民活動補助金審査会の役割の概要や市民活動（定義、位置づけ、市が目指すもの）について説明した。

■主な意見（委：委員、会：会長、事：事務局）

委：活性化事業の補助率の上限 80％の根拠は。自立促進が 100％であるのに対してなぜ 80％なのか。

事：自立促進事業は、活動基盤がぜい弱な団体の、活動の立ち上げや活動基盤の整備などを支援するということで、補助対象経費の 100％を上限としている。活性化事業は活動期間が 1 年以上の団体が行う公益性が高い事業が対象であることから、事業実施において事業収入や協賛金などの自主財源の獲得を通して、自力で活動を継続・発展できる力を向上させていただきたいことから、補助率の上限を８割としている。

会：考え方としては、活性化事業の団体は力を持っているので、補助金に頼るのではなく、団体自らが実行できる力をつけてほしいという狙いがある。

委：24 年度は 21 事業交付ということだが、自立促進事業または活性化事業で不採択となった事業はあるのか。

事：24 年度は、自立促進事業に 11 事業の申請があり、採択が 9 事業、不採択は 2 事業だった。活性化事業は申請があった全 12 事業が採択された。

委：審査基準に当てはめて、どういう点が不採択の理由だったのか。

事：22 年度までは書類審査のみで審査していたが、23 年度は書類審査に加え、審査委員８人と５団体のヒアリングで質疑応答を実施した。不採択となった背景には、ヒアリングの中で、委員の質問に対する答えが明確でなかったり、団体が実施したいことがわかりづらかったことも影響しているのではないか、と思う。

委：審査基準に大きくそれていたわけではなかったのか。

事：それは当時の審査員のご判断だが、客観的に見ると基準に大きくそれていたわけではなかったと思われる。ただし、書類上で、事業目的や市民ニーズが十分に表現しきれていなかったことを踏まえて、ヒアリングの際にその不足部分を確認したが、明確な答えをいただけなかった。団体がこの事業で何をしたいのか、実施してどういう効果があるのかが十分、審査会委員に伝わらなかったのではないかと思う。

会：審査基準に沿っての選考だが、申請書に書いてあることは言えるが、それ以上のことについて審査員に伝えることができなかったと、市民活動センターを運営する方に聞いた。

委：補助金額と補助率の上限について、例えば活性化事業では補助額の上限が 50 万円、補助率が 80%以内とあるが、事業対象経費を当初 60 万円で予定していたが、実際は 50 万円しか使わなかった場合は､補助の上限額は 48 万円と 40 万円のどちらになるのか。
事：計算方法としては、補助対象経費総額×80%となるので、実績で 50 万円であれば 40 万円が上限額となる。概算払いで 50 万円支払った場合は、差額の 10 万円はお返し頂くということになる。
委：補助金の審査も必要だが、お金を出すということで事後評価も大切だと思う。３～５年後に団体がどう成長したか、自立したのか、どのようにフォローしているのか。
事：補助金交付事業の評価に関しては、年度の事業終了時に事業報告書と決算書を団体から提出していただき、事業が適正に実行されたかを事務局で確認する。また、市全体の市民参加について話し合う市民参加推進会議で、市民活動補助金交付事業の実績報告を行い、推進会議委員に評価をして頂いている。今年５月にも、活性化事業はプレゼンテーション、自立促進事業は書類に基づいて事務局が報告して、委員から評価をいただき、団体に伝えるとともに、市 HP でも、平成 23 年度事業の計画書、予算書、実施報告書、決算書、そして推進会議による評価を公開している。
３～５年後のフォローについては、これまで弱かった部分であるが、今年度、補助金を受けた団体がその後どういう形で活かしてきたかの確認を含めた市民活動団体への補助金に関するアンケート調査を実施した。今後も、市としては補助事業のその後の効果などを補足する調査は継続的に行っていきたいと考えている。調査結果は審査会で共有できるようにしていきたい。
委：平成 24 年度事業の中に、自立促進事業の交付をこれまでに受け、活性化事業に採択された事業を行っている団体はあるのか。
事：海・まち・デザイン、浦安科学工作クラブ、アスペルガーの自分取扱説明書、浦安ドキュメンタリーオフィス、よみきかせサークルルフランの計５団体が自立から活性化に活性化事業している。
会：大勢の方の想いを乗せた寄附を財源とした補助事業なので、寄附者の出したお金がどういった形で団体の力になっているのかをＰＲすることが必要。審査会としては審査で一定の役割を終えるが、その後は市民参加推進会議に引き継ぎ、補助金の成果も含めて評価してもらっている。

議題（２）　審査方法及び審査スケジュールについて

■事務局説明

・審査基準や審査方法、今後の会議等のスケジュール案について、事務局より説明した。

■主な意見（委：委員、会：会長、事：事務局）

委：第 2 回会議での質問検討について、委員で論点整理をすることにとどまるのか、それとも具体的に質問まで作るのか。
事：各事業における論点を整理した上で質問の骨子まで作っていただく。そして、骨子を踏まえた最終的な質問の文案を事務局で作成した後、会長にご確認をいただいて団体

にお送りする。また、事務局が事前に事業を見た中で、課題と思われるもの等、審査会で共有しておいた方がいいと考えられるものがあれば、主な課題等を事務局で一覧を作成して会議に提示する。それを参考に、更に不明と思われる点など、団体に聞きたいことを議論して、質問を決めていただきたい。

委：第 2 回審査会で自立促進事業、第 3 回審査会で活性化事業について、事業の確認と質問の作成を行うとのことだが、それぞれの会議は 2 時間で終わるのか。今年度行われた協働事業提案制度選考会の会議は２時間では終わらなかった。

会：提出された申請書類と仮採点のための採点表は各会議前に委員にお届けする。

事：協働事業は市と団体が行う事業なので、事業に対する方向性や課題の確認に時間がかかった。市民活動補助金事業は、市民が主体的に行う事業なので、市との方向性の確認が大きな課題となるものではなく、市民が行う主体的な活動を支援するかどうかという視点で見るものであり、また、事務局が主な課題についてもご説明するので、さほど時間がかかるとは考えていない。

会：今回は、自立促進事業は書類審査、活性化事業は書類審査とプレゼンテーションということか。

事：自立促進事業は 14 年度から 23 年度事業までは、書類審査のみだった。24 年度事業は選考方法を変えて集団ヒアリングを実施したが、各団体５分間の質疑応答でミスマッチがあった。聞きたい部分については的確に書面で出して、回答も書面で返してもらったほうが、委員にも伝わりやすいと考える。自立促進事業の 25 年度分については、書類と文書による質疑回答による審査としたい。

委：書類審査ということだが、審査会としては団体の方に直接会うことができないが、団体の実態などの確認はどのように行うのか。

事：２段階ある。１段階目は市民活動センターへの登録手続きがある。団体から提出された利用承認申請書と団体概要書を基に、団体の実態や活動の公益性などを、市民活動センターがヒアリングも含めて確認している。2 段階目は、書き方講座や相談対応において対面して確認している。また、申請書類提出時やその後の確認作業を通した団体とのやりとりを通して更に確認は進めている。市としては、書類の他にも色々な媒体を通じて確認している。そこで把握した状況を踏まえて大きな課題があると考えられる場合には、審査会で説明する。

委：活性化事業で同一事業に対し３回まで交付とあるが、２～３回目の申請は、１回目より厳しい目でみるのか。前年度の実績は把握できるのか。

事：募集要領 Q20 の回答に記載されているように、「これまでに活性化事業の交付を受けた事業と同様の事業を申請する場合には、さらなる活性化が図られていることが評価のポイントとして重視される」としている。１年通して事業を行えば、活動に対する賛同者、協力者、参加者が増えていき活動の効果は高まるであろうし、担い手の育成や増加など活動基盤が強くなることも考えられる。このように１年間行った効果を踏まえて次の年度にどのように発展させるかという点がポイントとなる。しかしながら、１年間、一生懸命活動しても、当初の計画通りに行かないこともある。そこで大事になるのは、活動を振り返り、計画通りいかなかった原因を検証し、それを踏まえて次

の計画に活かすことである。団体が一生懸命事業を行い、課題を克服して成長しようとする頑張り度合いも見てほしい。

会：今年度の審査会委員は全員新任である。前年度事業の実績はどう見るのか。

事：申請時の事業計画書や中間報告書など前年度の実施状況や内容が分かる資料を委員に送付する。団体の中には、２～３月に事業を実施する団体もあるが、進捗状況や具体的な実施計画も踏まえて説明させていただく。

会：既交付団体については、当時の事業実績も踏まえての審査となる。

委:参考までに、24 年度の活性化事業 12 団体のうち複数回交付された団体を教えてほしい。

事：自立と活性化を含めると、海・まち・デザインは自立１回、活性化は３回目。浦安科学工作クラブ、アスペルガーの自分取扱説明書、よみきかせサークルルフランは自立１回、活性化１回目。浦安ドキュメタリーオフィスは自立１回、活性化 2 回目。浦安未来 2050 は活性化２回目。

委：これまで活性化で行った事業と同様かどうかの判断はどのように行うのか。

事：団体には、事業計画書における「同一事業の既交付回数」に何回目になるか書いていただく。団体の認識が同様の事業とみなしていなくても、事務局であらためて実施主体や事業内容を見る。既に３回交付した事業と申請事業が同じと明確に判断した場合は受理できないこともあり得る。ただし、事務局で判断が難しいものは審査会に諮る。

委：採点基準の点数のつけ方で、自立促進事業における「公益性」、「実行性」、「継続性」の各 10 点という配点は採点しやすいが、活性化事業における「公益性」、「実行性」、「発展性」の各 15 点という配点は採点しづらい。活性化事業については、各項目の比率を 15 : 15 : 15 にしたのだと思うが、活性化についても自立促進同様、各項目の配点を 10 点にすることはできないのか。

事：活性化では、「実行性」において細項目を３つ設けていて、それぞれ配点を５点としているため実行性の配点は 15 点になり、公益性、実行性、発展性を同比率にしたいことから、このような配点となっている。

委：実行性を５・５・５ではなく３・３・３にしたらどうか。

事：活性化の「実行性」における３つの細項目を５段階評価にしていることから、実行性を 15 点にしている。活性化における「公益性」と「発展性」の 15 点という配点は採点しにくいかもしれないが、10 点の配点での採点に 1.5 倍をかけるイメージで採点していただければと思う。

会：逆にあまり採点に慣れてない人は 15 点でもイメージできるかも。バランスとしては公益性・実行性・発展性が１・１・１という考え方で今年はやってみるということでよろしいか。

委：了解。

会：補助金の支払い方法について具体的に説明してほしい。

事：交付決定額を先に団体に払う「概算払い」と、事業実施後に実績報告と決算書を基に確定した補助金額を支払う「確定払い」の 2 種類がある。

委：同じような事業が複数出てきた場合でも、１事業ごと委員が審査するのか。

事：団体は単年度１事業しか申請できないため、異なる団体が似た事業を申請したとしても個別の審査となる。

会：審査会で附帯条件をつけられるのか。

事：附帯条件はつけることができる。これまでにも審査会で必要と判断する場合は、条件付き採択をしたことはある。

委：事業計画書の様式における文字の大きさやフォントは指定しているのか。

事：募集要領Ｐ16 の作成方法において、「各項目内に収まるように具体的かつ簡潔にお書きください」「行の高さを変えることはできますが、同一ページ内で収まるようにしてください」と記載しているが、文字の大きさやフォントは指定していない。申請書類の読みやすさは審査における大事なポイントでもあるので、様式に設定されている文字の大きさやフォントは変えないように書き方講座や相談の際、団体に伝える。読みやすいことも審査の重要なポイントであることは団体に伝えるが、手書きで提出する団体もいるので、その際はご配慮いただきたい。

会：パソコン入力できるような人材を団体が確保することも大切。また、選考時に周りの人への伝わりやすさという面で、申請書の書き方を団体に直接伝えてもいいかもしれない。

委：例えば、デジカメ代の金額が高すぎるなど、不適切な予算計上があるような場合は、事務局が事前に確認してくれるのか、それとも委員が審査項目の中で審査するのか、どちらか。

会：10 万円以上など高額な備品などには見積書はいらないのか。

事：高い金額の備品や積算根拠が不明確なものについては、事務局が申請の段階で団体に確認する。ただし、審査の中で見積や内訳などの更なる根拠が必要と判断されれば、質問などで団体に根拠を求めることができる。審査にあたっては、予算の妥当性も含めて見ていただきたい。

会：審査会のスケジュール案について事務局から説明をお願いしたい。

事：第２回と第３回審査会の日程と会場について次のようにしてよろしいか。

・第２回会議　2/4（月）18：45 より　　市民活動センター 会議室

・第３回会議　2/15（金）18：45 より　　中央公民館　　第３会議室

委：了解

会：それでは、第４回審査会を含めて審査会のスケジュールは確定とする。

【その他】

・議事要旨については会長一任とする。その後、市のホームページに掲載する。

・資料は基本的にメールと郵送で合わせてお送りするが、資料が少なく緊急性を要するような場合にはメールだけでお送りすることもある。

・補助金交付事業を機会があればご見学いただきたいので、適宜、事業のご案内をメールでお送りする。

・次回第２回会議は２月４日（月）午後６時 45 分から市民活動センターで開催。

-了-